科目名·	名•単位数		現代日本法入門	2単位	科目分類	法律系	基本科目
配当	当年次		1年次・春学期・	・昼・夜	担当教員	かわち たかし	•
履修	形態		選択必修		12 3 秋 貝	河内 隆史	
授業概	要	要 最近コンプライアンスということが強調される。法令遵守義務と訳されるが、ルールを受さいうことである。法は、慣習や道徳などと並んで、社会規範つまり社会のルールのひとである。この授業では、はじめに法にはどのようなものがあるかを概観した上で、それぞれの分野について、できるだけ具体的な事例を使いながら、基本を学んでもらう。法分野の全般一通り取り上げるが、特に税務や会計を学ぶ上でも関連性が強く、日常生活との関わりの多民法や会社法にウエイトを置く。					
到 達 目	標	法分	う野の全般について	. 、基礎的な事項を値	を得してもらう。		
授業方	法	基本ほしい		<b>う。質問を適宜受</b> け	るので、授業中	でも授業後でも積	極的に発言して
事前・事後*	学習			- 従って参考図書や方 講義内容の復習をす			こと(90分)。
成績評価の方法			定期試験 70%、授業貢献度 30% (2 点×15 回) ただし、リモート授業の場合は、レポート試験 40%、各講のレポート点・授業貢献度 60% (4 点×15 回)。				
フィードバック の 方 法 テスト・レポートがあるときは、その解説は授業内で				)解説は授業内	で時間を設けて	行う。	
履修上の	<b>の注意</b> 法律問題についての新聞やテレビなどの報道に関心を持つこと。						
授業計画							
第1回	第1回 【法を学ぶ意義】 法は慣習や道徳などとともに社会生活のルールである。最近コンプライアンスやガバナンスという言葉をよく耳にする。現実の社会で機能する法はどのようなものがあるか。法を学ぶ意味は何か。						
第2回	第2回 【法の種類】現実の社会で機能する法は様々に分類される。日本は制定法主義をとっており、実施 法を中心に法体系を学ぶ。公法・私法・社会法、実体法・手続法とは何かを学ぶ。また制定法と判例法、法・法律・法令、命令・政令・省令・規則のちがいを学ぶ。						·
第3回	「若し	くは」		機】 法令の構造を⁴ ≒」、「以上」と「超え		=	= :

第 4 回	【人と法】 法律上の「人」とは何か。自然人と法人の区別。権利能力・行為能力・意思能力とは何か。法人ではない団体(組合・権利能力なき社団)についても学ぶ。それらを踏まえて、法律行為について学ぶ。					
第 5 回	【財産と法】 財産権は物権・債権・知的財産権に大別される。このうち、民法上の財産権は物権と 債権であり、それらのうち、債権は次回取り上げ、今回は物権を中心に学ぶ。					
第6回	【契約と法】 債権の取得原因は主として契約である。契約の意義と種類を学ぶ。2017年に民法の債権法が大幅に改正され、2020年4月1日に施行されるので、その部分を重点的に取り上げる。					
第7回	【家族と法】 親族とは何か。夫婦、親子の法律関係はどうなっているか。相続とは何か。遺言がある場合とない場合のちがい、相続人がいない場合などについても学ぶ。					
第8回	【会社の意義と種類】 会社は営利社団法人であるが、その意味は何か。株式会社・合名会社・合資会社・合同会社の4種類の会社法上の会社を比較して特徴を学ぶ。 【株主の権利義務】 株式会社における株主の地位について学ぶ					
第9回	【株式会社の機関】 現代日本では圧倒的に株式会社が多い。株式会社の機関である株主総会・取締役・監査役の役割などを学ぶ。					
第 10 回	【株式会社の決算・資金調達と開示】 会社法の決算手続と募集株式の発行等を学んだうえで、金融商品取引法における発行開示・継続開示との関係を学ぶ。					
第 11 回	【株式会社の支配移動・組織再編】 中小企業の事業承継を学ぶ。関連して企業買収手段のうち、代表的な株式公開買付けと、合併・会社分割などの組織再編についても学ぶ。					
第 12 回	【法令等のルール違反に対するペナルティ】 刑事責任、民事責任、行政処分、その他の法令上の処分を学ぶ。ハードローとソフトローとは何かを学ぶ。 【犯罪と刑罰】 罪刑法定主義、遡及処罰の禁止などを学ぶ。刑罰の種類を学ぶ。					
第 13 回	【裁判と法】 裁判所にはどのような種類があるか。刑事裁判と民事裁判の手続の流れを学ぶ。					
第 14 回	第 14 回 【労働法・社会保障法】 最高法規である憲法は基本的人権として生存権や労働基本権などを定る。労働三権に関する労働法の構造と内容、社会保障法の概略を学ぶ。					
第 15 回	【法の担い手】 裁判官、検察官、弁護士、司法書士などについてその役割を学ぶ。 【まとめ】 改めて今法学を学ぶ意味とは何か。					
テキス	ト 特に指定しないが、小型でよいので六法を持参すること(ポケット六法、デイリー六法など)。					
参考区	現代法入門研究会『現代法入門』三省堂 佐藤邦憲・茂野隆晴編『エッセンシャル実定法学』芦書房 その他、授業時に適宜推薦する。					

科目名・単位	立数	会社法 I 2 単位	科目分類	法律系	基本科目	
配当年次	Ž.	1年次・春学期・昼・夜	担当教員	いしやま たく	ま	
履修形態	a a	選択必修	担当教具	石山 卓磨		
授業概要	会社法入門以前の基本的な法知識として、(1) 法とはなにか、(2) 民法と商法の関係法の独自性) について解説したうえで、会社法の本題に入る。(3) 会社の概念、(4) の種類、について説明した上で、株式会社を中心とする諸問題について解説を始める株式会社の意義、(6) 株式会社の機関構造の概要、(7) 株主総会、(8) 取締役会、(5) 式会社の業務執行機関、(10) 取締役の義務と責任、(11) 株式会社の監査機関、(12 名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社の仕組み等を扱う。					
到達目標	業務	系における株式会社法の位置づけ、株 執行者の権限および義務と責任、株 とを目標とする。				
授業方法	講義	形式				
各回の講義に臨むにあたり、授業計画書が示すテーマについて、各自の分を読んで予習をしてくること (90分)。各回の授業終了後は復習をしきなかった点については、次回以降に要領よく質問できるように整理し分)。			了後は復習をして	て、よく理解で		
成績評価の方法	平常	点 20%、期末定期試験(筆記試験ま	たはレポート討	<b>於</b> ) 80%		
フィードバック の 方 法	小テ	ストまたはレポートの解説は授業時間	間内に行う。			
履修上の注意		時間には限りがあるので、そのつど 授業に進んでほしい。	自己学習で補足し	<b>)、疑問を残さな</b>	いようにして、	
		授業計	画			
第1回 (2	(1) 法とはなにか (2) 民法と商法の関係 (3) 会社の概念					
第2回	(1) 会社の種類について。(i) 株式会社、(ii) 持分会社合名会社・合資会社・ 会社 (2) 有限責任社員と無限責任社員の違い				合資会社・合同	
	(1)株式会社の意義株式と資本の関係 (2)株式会社の機関構造の概要・変遷機関とは何か。株主総会、取締役会、 代表取締役、監査役についての基本的理解					
第4回 (1 裁 (2	株主総会(その1) (1) 招集手続(会 296)少数株主による招集請求(会 297)、 裁判所の招集命令(会 307 I) (2) 決議事項普通決議・特別決議・特殊決議 (3) 議決権の行使方法書面・電子投票(会 298 I ③④)・代理行使(会 310 I)					

第 5 回	株主総会(その2) (1)議事運営議長の権限(会 315) (2)議題・議案の提案権(会 303 I・304 I・会 305 I) (3)取締役の説明義務(会 314)と動議の提出				
第6回	株主総会(その3) (1)総会決議の瑕疵(i)決議無効・不存在確認の訴え(会830 I II)、(ii)決議取消の 訴え(会831 I) (2)判決の効力(i)対世効(会838)、(ii)遡及効(会839)。				
第7回	<ul> <li>(1)取締役会の招集・運営(会 366 I)</li> <li>(2)取締役会の権限(会 362 II・IV)</li> <li>(3)特別利害関係人(会 369 II)</li> <li>(4)取締役会決議の瑕疵</li> </ul>				
第8回	取締役の会社に対する義務 (1) 善管注意義務(会330・民644)と忠実義務(会355) (2) 競業避止義務(会356 I ①) (3) 利益相反取引(同②③)				
第9回	内部統制の構築と経営判断の原則 (1) 内部統制構築義務(会 348Ⅲ④・362 条Ⅳ⑥、会施則 100 I) (2) 経営判断の原則				
第10回	取締役の会社に対する責任 (1)損害賠償責任(会 423 I) (2)責任の免除(会 309 条 II ⑧・425 I)				
第 11 回	株主代表訴訟(株主による責任追及等の訴え) (1) 手続(会 847 I) (2) 不提訴理由書(同IV) (3) 担保の提供(会 847 の 4 II)悪意の疎明(同III) (4) 代表訴訟の対象				
第 12 回	取締役の第三者に対する責任(その1) (1)会社法 429 条 1 項の法的性質 (2)名目的取締役の責任(最判昭和 48・5・22)…平取締役の代表取締役に対する監視義務、 取締役会非上程事項				
第 13 回	取締役の第三者に対する責任(その 2) (1)表見的取締役の責任(最判昭和 47・6・15)会 908 II(不実登記規定) (2)退任登記未了の退任取締役の責任(最判昭和 37・8・28、同 62・4・16) 会 908 I・II				
第 14 回	監査役の職務と権限(会 381 I)				
第 15 回	指名委員会等設置会社と監査等委員会設置会社の仕組み (1) 指名委員会等設置会社の各委員会の職務権限(会 404 II) (2) 監査等委員会設置会社の監査等委員会の職務権限(会 399 の 2)				
テキス	授業用に配布する資料				
参考区	石山卓磨「現代会社法講義(第3版)」(成文堂)、 神田秀樹「会社法」弘文堂、同「会社法入門」(岩波新書)、同「会社法のきほん」(ナツメ社) 柴田和史「図で分かる会社法」(日経文庫) 宍戸善一「ベーシック会社法入門」(日経文庫) 近藤光男「会社法の仕組み」(日経文庫)				

科目名・単位	立数 会社法Ⅱ	2 単位	科目分類	法律系	基本科目	
配当年次	1年次・	秋学期・昼・夜	+11 \V **+ E	いしやま たく	ま	
履修形態	選択必修		一 担当教員	石山 卓磨		
春学期の会社法の授業で扱わなかった、(1)株式制度、(2)組織再編制度、(3) M&を扱う。(1)の株式制度では、株式の種類、譲渡手続、譲渡制限、募集株式の発行、主名簿の機能、株式振替制度、自己株式の取得等を説明し、(2)の組織再編では、設事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転等を扱う。(3)の M&A では、その意手続規制・近時の判例動向等について扱う予定である。なお、会社役員賠償責任保険・税理士賠償責任保険等を理解してもらうために、依法総論・各論について言及することも予定している。						
到達目標	上記諸制度を理る知見を養う。	里解することにより、現実	ミの企業社会の諸	活動や実態を見込	通すことのでき	
授業方法	講義形式					
事前・事後学習	分を読んで予習	塩むにあたり、授業計画書をしてくること(90分 こついては、次回以降に	)。各回の授業終	了後は復習をして	て、よく理解で	
成績評価の方法	平常点 20%、	期末定期試験(筆記試験	またはレポート詞	<b></b> \$0%		
フィードバック の 方 法	小テストまたに	はレポートの解説は授業時	<b>時間内に行う。</b>			
履修上の注意	授業時間には限次の授業に進ん	見りがあるので、そのつと Jでほしい。	[自己学習で補足]	し、疑問を残さな	いようにして、	
		授 業 計	画			
第1回 (2	(1) 株式の意義・権限 (2) 各種の株式の種類(優先株・議決権制限株式・譲渡制限株式・取得請求権付株式 得条項付株式・全部取得条項付種類株式・拒否権付種類株式等、会 108 条 I) と機能					
第2回 (1 (2 (3	株式の譲渡	(会127条)と譲渡制限	(会 136 条)			
第3回 (2 (3	名義書換未	名義書換(会 130 条 I) 了株主の地位				
第4回 (1 (2 (3	株式発行の	取得規制(会 155 条) 瑕疵 保有規制(会 308 条 I カ	ツコ書)			

第 5 回	<ul><li>(1) 会社の資金調達方法</li><li>(2) 募集株式の発行手続(会 199 条 I)</li></ul>						
第6回	<ul><li>(1) 「特に有利な金額」(会 199Ⅲ・201 I) の意義</li><li>(2) 判例動向(忠実屋・いなげや事件(東京地決平成元・7・25)・宮入バブル事件(東京地決平成元・9・5))</li></ul>						
第7回	<ul><li>(1) 新株発行の差止請求(会 210)</li><li>(2) 新株発行無効の訴え(会 828 I ②)</li></ul>						
第8回	<ul><li>(1) 新株予約権の意義と発行(会 236 条 I)</li><li>(2) ストック・オプションの利用(役員の業績連動型インセンティブ報酬)</li></ul>						
第9回	会社役員の報酬規制(会 361)						
第 10 回	株式会社の設立(1) (1) 株式会社の設立方法(募集設立・発起設立) (2) 変態設立規制(現物出資・財産引受(会 28①②))						
第11回	株式会社の設立(2) (1) 払込みの仮装(預合い(会 965)・見せ金) (2) 発起人の権限						
第 12 回	組織再編制度(1) (1) 事業譲渡(会 467~) (2) 合併(吸収合併(会 749~)・新設合併(会 753~))						
第 13 回	組織再編制度(2) (1)会社分割(吸収分割(会 757~)・新設分割(会 762~)) (2)株式交換(会 767~)・株式移転(会 772~) (3)株式交付(会 774 の 2~)						
第 14 回	M&A の意義・手続(株式公開買付) M&A 防衛策と判例状況(ライブドア事件(東京地決平成 17・3・11)、ブルドッグ・ソース事件(最判平成 19・8・7))						
第 15 回	保険法 (1) 会社役員賠償責任保険 (2) 税理士賠償責任保険						
テキス	ト 授業用に配布する資料						
参 考 図	古山卓磨「現代会社法講義(第3版)」(成文堂)、神田秀樹「会社法」弘文堂神田秀樹「会社法」(弘文堂)、同「会社法入門」(岩波新書)、同「会社法のきほん」(ナツメ社) 柴田和史「図でわかる会社法」(日経文庫) 近藤光男「会社法の仕組み」(日経文庫) 宍戸善一「ベーシック会社法入門」(日経文庫)						

科目名•	単位数	数 民法 I 2 単位	科目分類	法律系	基本科目	
配当年	丰次	1年次・春学期・昼・夜	担业业	たかはし めく	<i>"</i> }	
履修刑	形態	選択必修	─ 担当教員	高橋 めぐみ		
授業概	民法は、人と人との法律関係を規律するすべての私法の原則的なルールを規定す律 (一般法)である。したがって、商法・会社法等の企業関連法を理解するには、民修得していることが必須である。本講義では、法律を初めて学ぶ者にとって必須の法の基礎的な知識とともに、民法が規定するさまざまな制度のうち、まずは基本的なもついて解説する。このため、条文の順序 (=テキストの叙述の順序)とは異なる順序義を行うので留意されたい。					
到 達 目	標道	民法の基本的な概念や制度、判例の立 間用し、紛争解決の結論を論理的に導い		•	、法律を解釈・	
授業方	法	受講者と対話しつつ、講義形式で進め	うる。 -			
事前・事後等	学習 る	【事前学習】講義範囲のテキストを読み 。簡単な事例問題を解き、その根拠も めった基本的な概念を理解しているかる けする(90分~150分程度)。	明確にしておく(	90分程度)。【事	後学修】講義で	
成績評価のフ	方法の	講義時の質問に対する応答などの平常点(30%)および、講義内で出題する課題(70%)の合計で、成績評価を行う。				
フィードバッ の 方	ック 法	提出日の講義時間内に課題のフィードバックを行うのを原則とする。				
履修上の注	注意	講義にはテキストの他、必ず六法を持	宇参し、そのつどタ	条文を参照するこ	٤.	
第1回	導入第1回①ガイダンス (講義の進め方と学修方法)、②法律の適用 (法的三段論法)と解釈、民法の基本原理と基本原則 (pp. 2-5)					
	<b>権利・義務の主体</b> 第2回 ①自然人と法人(pp. 24-36) ②権利能力の始期・終期(pp. 12-18) ③親族・相続法の基本 (pp. 552-555, 626-628, 646-647)					
第3回	第3回 判 <b>断能力</b> ①意思能力(pp. 19-20) ②行為能力の制限(pp. 21-23) ③親権と後見(pp. 608-622)					

第4回	<b>意思表示と法律行為(1)</b> ①意思表示と法律行為(pp. 42-47) ③心裡留保(pp. 48-49) ④虚偽表示(pp. 49-50)					
第5回	法律行為と意思表示(2)①錯誤 (pp. 51-53)②詐欺・強迫 (pp. 54-59)③契約の不当性 (pp. 60-64)③無効と取消し (pp. 65-72)					
第6回	<b>代理</b> ①代理の意義と有効要件(pp. 73-82) ②無権代理(pp. 82-86) ③表見代理(pp. 87-93)					
第7回	<b>物と所有権</b> ①物の種類 (pp. 37-41) ②登記制度 (pp. 134-142) ③所有権とその取得 (pp. 163-168) ④ 共有 (pp. 168-175, 180-182)					
第8回	<b>物権変動(1)</b> ①物件と物権的請求権 (pp. 112-118) ②物権変動総論 (pp. 119-120) ②不動産物権変動(1) (pp. 120-133)					
第9回	<b>物権変動(2)</b> ①不動産物権変動(2) (pp. 130-133) ②動産物権変動 (pp. 142-145) ③即時取得 (pp. 145-149)					
第10回	<b>債権・債務の発生とその種類</b> ①債権の発生原因と効力(pp. 250-251) ②債権の種類(pp. 252-262)					
第11回	<b>債権の実現と救済方法</b> ①債務不履行 (pp. 263-264) ②履行の強制 (pp. 264-266) ③債務不履行による損害賠償 (pp. 267-275)					
第12回	<b>不法行為総論</b> ①不法行為とは (pp. 504) ②一般の不法行為の成立要件 (pp. 505-510, 521) ③不法行為の 効果としての損害賠償 (pp. 511-520, 525-528)					
第13回	弁済による債権・債務の消滅①弁済総論 (pp. 296-302)②弁済の当事者 (pp. 303-306)③弁済による代位 (pp. 306-308)					
第14回	<b>売買契約(1)</b> ①契約の成立 (pp. 371-381) ②売買の概要 (p. 395) ②手付 (pp. 397-398) ③売主の責 (pp. 399-405, 407-408)					
第15回	<b>売買契約(2)</b> ①契約の効力(pp. 382-384, 389-391) ②契約の解除(pp. 384-389) ③贈与(pp. 392-394)					
テキス	潮見佳男『民法(全)』〔第3版〕(有斐閣)   学習用六法(各自の使いやすいもの。さしあたり『ポケット六法』(有斐閣)を推奨)					
参考図	『民法判例百選 I 』 『民法判例百選 II 』 『民法判例百選 III』 (有斐閣) 有斐閣 S シリーズ、有斐閣アルマ等の民法の概説書					

科目名•	科目名・単位数		民法Ⅱ 2単位	科目分類	法律系	基本科目	
配当	年次		1年次・秋学期・昼・夜	担当教員	たかはし めぐ	<i>"み</i>	
履修	履修形態		選択必修	1 担 日 教 貝	高橋 めぐみ		
授業概	民法は、人と人との法律関係を規律するすべての私法の原則的なルールを規定する法律 (一般法)である。本講義では、春学期の「民法 I」を履修したことを前提に、民法が規定するさまざまな制度のうち、応用的なもの、若干複雑なもについて解説する。したがって、民法について学んだことのない学生は、「民法 I」を履修してから本講義を受講することをおすすめする。また、「民法 I」同様、講義の順序は、条文の順序(=テキストの叙述の順序)とは異なることに留意されたい。						
到 達 目	標		法の基本的な概念や制度、判例の立場 し、紛争解決の結論を論理的に導ける。			、法律を解釈・	
授業方	法	受	講者と対話しつつ、講義形式で進める	3.			
事前・事後	事前・事後学習 【事前学習】講義範囲のテキストを読み、自分が理解できている/いない部分を見る。簡単な事例問題を解き、その根拠も明確にしておく(60分程度)。【事後学代で扱った基本的な概念を理解しているか確認する。課題が出題された場合は、検討提出する(90分~150分程度)。					事後学修】講義	
成績評価の	方法	講義時の質問に対する応答などの平常点(30%)および、講義内で出題する課題(70%)の合計で、成績評価を行う。					
フィードバ の 方	ック 法	提出日の講義時間内に課題のフィードバックを行うのを原則とする。					
履修上の注	注意	春学期の「民法I」を履修していることが望ましい。本科目を履修すると、民法の全範囲を学修したことになる。					
	授 業 計 画						
第1回	時効   ①時効制度 (pp. 99-100) ②取得時効 (pp. 105-107) ③消滅時効 (pp. 107-110) ④時効障害 (pp. 101-105) ⑤条件・期限、期間計算 (pp. 94-98)						
第2回	<b>債権譲渡と債務引受</b> (pp. 330-334) <b>債権譲渡とその機能</b> (pp. 320-323) ②債権譲渡の対抗要件 (pp. 324-329) ③債務引き (pp. 330-334)						
第3回	多数当事者の債権債務関係						

第4回	<b>担保物権(1)</b> ①担保物権総論 (pp. 188-190) ②抵当権の意義 (p. 208) ③抵当権の及ぶ範囲 (pp. 209-211) ④物上代位 (pp. 212-215)					
第5回	<b>担保物権(2)</b> ①抵当権の処分(pp. 219-221, 209) ②抵当権の実行(pp. 221-222) ③抵当権の実行と利用権(pp. 216-218, 223-225)					
第6回	担保物権(3) ①質権 (pp. 201-206) ②法定担保物権 (pp. 191-200) ③譲渡担保 (pp. 237-249)					
第7回	<b>責任財産の保全</b> ①責任財産保全制度(p. 276) ②債権者代位権(pp. 277-282) ②詐害行為取消権(pp. 282-295)					
第8回	<b>弁済によらない債権・債務の消滅</b> ①相殺の意義と機能(pp. 311-312) ②相殺が禁止される債権・債務(pp. 314-317)					
第9回	<b>貸借型の契約</b> ①賃貸借の概要 (pp. 425-433, 449-451) ②賃貸借と第三者 (pp. 433-439) ③使用貸借 (pp. 419-424) ④消費貸借 (pp. 415-418)					
第10回	<b>労務提供型の契約</b> ①雇用(p. 452) ②請負(pp. 453-460) ③委任(pp. 461-468)					
第11回	特殊の不法行為(2) ①他人の行為による不法行為(pp. 522-524, 529-532) ②物を原因とする不法行為(pp. 533-541) ③共同不法行為(pp. 541-545)					
第12回	<b>親族(1)</b> ①婚姻(pp. 561-571, 586-587) ②離婚(pp. 572-580) ③内縁と事実婚(pp. 580-583)					
第13回	<b>親族(2)</b> 、 ①親子(実子関係) (pp. 584-595) ②養子 (pp. 596-607) ③扶養 (pp. 623-624)					
第14回	相続(1) ①相続の開始と相続人(pp. 626-639) ②相続の効力(pp640-652, 656-669) ③遺言(pp. 670-687)					
	相続(2)					
第15回	①配偶者の居住の権利(pp. 696-709) ②遺留分(pp. 711-721) ③相続回復請求権(p. 722-723)					
テキス	ト 『民法(全)』 [第3版] 潮見 佳男 著(有斐閣) 学習用六法(各自の使いやすいもの。さしあたり『ポケット六法』(有斐閣)を推奨)					
参考区	『民法判例百選 I』『民法判例百選 II』『民法判例百選 III』(有斐閣) 有斐閣Sシリーズ、有斐閣アルマ等の民法の概説書					

科目名・単位数		金融商品取引法 2単位	科目分類	法律系	発展科目	
配当年次		1年次・秋学期・昼・夜	+n \/ ** =	かわち たかし	,	
履修形態		選択必修	担当教員	河内 隆史		
授業概要	金融商品取引法は、企業内容等に関する情報開示の整備(開示規制)、不公正取引のの対応(取引規制)並びに金融商品市場を開設・管理する金融商品取引所及び市場の仲介業等を行う証券会社等の市場関係者における適切な業務運営等(業者規制)はて規律を定め、証券市場における公正円滑な取引を確保することによって、国民経健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としている市場規制法である。本講では、金融商品取引法の目的を定める法1条において、証券市場における公司な取引を確保するスタート規制としての開示規制を中心に取り上げる。そこで、当業内容等の開示制度等に係る開示規制及びインサイダー取引規制に対する的確なな条文解釈、それらを踏まえた専門的な知識と応用能力を修得することを目的とする					
到達目標	業内	融商品取引法の目的と開示規制等に 容等の開示制度等の内容と開示等並 解を習得することを目標とする。		//=/=/	_,,,,	
授業方法	もに	ジュメに基づいて講義を行う。テキス 、会社法等の他の法律との関係に留意 に授業を進める。				
事前・事後学習		業において取り上げた金融商品取引法 、次回の授業の対象についてテキス			=	
hv 於言:半/tth (/ ) /h / <del>/</del>		業中における討議や事例に対する回復 題をテーマにした期末レポートの内容				
フィードバック の 方 法		列の回答並びにレポートの回答及び詞 行う。	記載方法等につい	ハての解説は授業	<b>炎内で時間を設</b>	
履修上の注意 特に		なし。				
		授業計	画			
第1回 金	融商品	品取引法の意義と目的> 市場の機能〜企業の資金調達・投資ネ の意義と目的,投資者保護を取り上		「場規制の必要性	と構成,金融商	
第2回 有	<有価証券の定義・内容とその区分> 有価証券の意義と分類,個別列挙の有価証券とみなし有価証券,第1項有価語 価証券,企業金融型証券と資産金融型証券,開示規制の除外となる有価証券を					
第3回 発	<金融商品市場と取引所> 発行市場と流通市場,取引所市場・店頭市場・私設市場,金融商品取引所の種類,総合取引を取り上げる。				類,総合取引所	
第4回 取	引所の	券の売買・デリバティブ取引> 業務規程,取引主体,取引客体(上場 引所取引の仕組み,清算機関,立会の			・デリバティブ	

第 5 回	<金融商品取引法の開示規制> 開示規制の必要性と実効性、開示規制の構成と相互の関係、法定開示書類の提出及び公衆縦 覧、等を取り上げる。					
第6回	< 発行市場の開示規制 > 法定開示制度、有価証券の募集・売出し、有価証券届出制度、有価証券届出書の提出と目論見書の交付、完全開示方式・組込方式・参照方式、届出の効力と待機期間、届出の免除、特定有価証券の有価証券届出書等等を取り上げる。					
第7回	<流通市場の開示規制(その 1) > 法定開示制度と法定開示書類の概要、定期開示における法定開示書類(有価証券報告書、半期 報告書、内部統制報告書等)、会社法の決算手続との関係を取り上げる。					
第8回	<流通市場の開示規制(その2)> 大量保有報告書、自己株買付状況報告書、親会社等状況報告書等を取り上げた後、組織再編成 行為の開示を取り上げる。					
第9回	<株券等の公開買付制度> 公開買付制度の意義、他社株公開買付けの対象・手続き、別途買付けの禁止、公開買付けの撤 回等、自社株公開買付けを取り上げる。					
第 10 回	<開示の公正確保> 財務諸表等の適正性の実効性規制(監査証明)、開示規制違反に対する行政処分(訂正命令・ 課徴金等)・刑事責任・民事責任、フェア・ディスクロージャー規制等を取り上げる。					
第11回	<相場操縦・安定操作等> 詐欺的行為の禁止,相場操縦,安定操作等を取り上げる。					
第 12 回	< インサイダー取引規制 > 規制の意義、規制の概要、規制の対象者、規制の対象情報(インサイダー情報)、規制解除 件の公表、適時開示情報と法定開示情報・インサイダー情報(業務等に関する重要事実)と 関係を取り上げる。					
第 13 回	<自社株報告義務・空売り規制等> 役員・主要株主の自社株売買報告義務・利益提供義務、空売り規制、金融商品取引業者の自 己計算・過当投機等を取り上げる					
第 14 回	< 金融商品取引業の意義と参入規制・業務規制> 金融商品取引業の意義と種類、業者の参入規制、登録外務員、受託契約準則、説明義務等を 取り上げる。					
第 15 回	<金融商品取引業者規制と委託者保護> 最良執行義務、不当勧誘・損失補てんの禁止、受委託における委託者保護、不当勧誘等の法律 関係等を取り上げる。					
テキス	ト特に指定しない。					
参 考 図	黒沼悦郎・金融商品取引法(有斐閣) 山下友信=神田秀樹・金融商品取引法概説(有斐閣) 徳本穣編・金融商品取引法(法律文化社) 河内隆史=尾崎安央・商品先物取引法(商事法務)					

科目名・単位	立 数	会社法演習 2単位	科目分類	法律系	応用·実践科目	
配当年次		1・2年次・秋学期・昼		いしやまたく	くま	
履修形態		選択必修	担当教員	石山 卓磨		
授業概要	会社法に関係する諸判例を検討する。毎回、レポーターに関連判例の事実関係と判旨および学説状況を報告してもらい、残りの時間を、担当教員と受講者同士の質疑応答にあてる。					
到達目標	を理	は、具体的な事件を通じて、会社法:解する。そして、単に法解釈の論議を広げて、法的洞察力を身につける	に終わらず、各	事件が起きた社	· ·	
授業方法		、担当レポーターに判例紹介と自分 応答する。レポーターは、レジュメ			• •	
事前・事後学習	出席者は、レポーターが扱う判例に関し、事前にテキストを読んでくること (90分)。 予習をしてきたか否かによって授業の理解が大きく変わってくるからである。各回の授 業終了後は復習をして、よく理解できなかった点については、次回以降に要領よく質問 できるよう整理しておくこと (90分)。					
成績評価の方法 プレ		プレゼンテーションの準備内容 50%、討議の発言内容 50%				
フィードバック の 方 法	レポ	レポートの論評は授業内に時間を設けて行う。				
履修上の注意 授業時間には限りがあるので、そのつど自己学習で補足し、疑問を残さないよう 次の授業に進んでほしい。		ないようにして、				
		授業計	画			
第1回 法人格否認の法理について (最判昭和44.2.27)。						
第2回 株式の仮装払込みの効力について (最判昭和38.12.6)。						
第3回 会社の過失による名義書換の未了と株式譲渡人の地位(最判昭和41.7.28)。						

第4回	議決権行使の代理人資格の制限(最判昭和 43.11.1)。			
第5回	他の株主に対する招集手続の瑕疵と決議取消しの訴え(最判昭和 42.9.28)。			
第6回	決議無効確認の訴えと決議取消しの主張(最判昭和 54.11.16)。			
第7回	表見代表取締役と第三者の過失(最判昭和 52.10.14)。			
第8回	取締役の注意義務と経営判断原則(最判平成 22.7.15)。			
第9回	取締役の競業避止義務(東京地判昭和 56.3.26)			
第 10 回	取締役の監視義務と対第三者責任(最判昭和 48.5.22)。			
第 11 回	登記簿上の取締役の対第三者責任(最判昭和 62.4.16)			
第 12 回	第12回 第三者に対する新株の有利発行と株主総会決議の欠缺(最判昭和46.7.16)			
第 13 回	513回 重要財産の譲渡と特別決議(最判昭和 40.9.22)。			
第 14 回	第14回 第三者割当による新株予約権発行の差止め(東京高決平成17.3.23)。			
第 15 回	差別的行使条件付新株予約権の無償割当(最決平成 19.8.7)。			
テキス	ト 会社法判例百選(第4版)(有斐閣)			
参 考 図 書 石山卓磨「現代会社法講義(第3版)」(成文堂)。 神田秀樹「会社法(第25版)」(弘文堂)				

科目名・単位	立数 金融商品取引法演習	2単位	科目分類	法律系	発展科目	
配当年次	1・2年次・春学期・	昼	担当教員	かわち たかし 河内 隆史		
履修形態	選択必修					
授 業 概 要	「金融商品取引法」の授業で学んだ発行市場における開示規制、流通市場にお行ける開示規制、インサイダー取引規制、開示規制における課題等について、関連法令の適用と実務対応に更に精通するため、法令の解釈に関しての理解力と考察力のアップに資するとともに、各テーマにおける問題点を解明することを目的とする。重要な判例及び課徴金納付命令の事案の検討を適宜行う。					
到達目標	証券取引法から金融商品取引法へと法律名が変更された意義を踏まえて、企業内容等の 開示に関する制度等の開示規制およびインサイダー取引等の不公正取引の規制について 一層の理解の向上と実務対応の習得を目標とする。					
授業方法	学生を主体とした演習形式 検討課題等を適宜提供し、特				する専門知識・	
事前・事後学習	事前・事後学習 演習テーマに係る参考文献を事前に読み、当該演習テーマに関する専門家の見解及び関係法令・規則の適用・解釈等を調べておくこと。 (90 分)					
成績評価の方法	演習テーマに関する説明・意見等(30%)及び討議内容(20%)並びに金融商品取引法の課題に関する期末レポートの内容(50%)を総合的に評価する。					
フィードバック の 方 法	[ [ [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]					
履修上の注意	主意 「金融商品取引法」の履修が必要である。					
	授	業計	画			
(有習のテーマ:金融商品取引法の目的と市場規制) 検討・討議事項:金融商品取引法の目的及び投資の自己責任原則、直接金融市場と間接金融場、市場規制の構成と有効性				場と間接金融市		
第2回 検	(演習のテーマ:開示規制) 検討・討議事項:発行開示と継続開示、直接開示と間接開示、金融商品市場における開示ルート、法定開示制度(公的規制)と適時開示制度(自主規制)、開示に関する基本的要件					
第3回 検	<演習のテーマ:発行開示(1)>   検討・討議事項:発行開示の対象となる有価証券、有価証券の募集・売出し、会社法上の募集   株式の発行等と金融商品取引法上の発行開示の関係					
	第4回 < 演習のテーマ:発行開示(2) > 検討・討議事項:有価証券届出書、目論見書、発行登録、刑事責任・民事責任、課徴金					

第 5 回	<演習のテーマ:継続開示制度(1)> 検討・討議事項:有価証券報告書の記載事項、財務情報と非財務情報、会社法上の決算手続と 継続開示の関係		
第6回	<演習のテーマ:継続開示制度(2)> 検討・討議事項:財務諸表監査と内部統制監査、財務諸表の本質と適正性、財務諸表等の虚偽 表示リスクと会計士監査、刑事責任・民事責任、課徴金		
第7回	<演習のテーマ:組織再編成行為の開示> 検討・討議事項:組織再編成行為の種類と開示、発行開示・継続開示との関係		
第8回	<演習のテーマ:公開買付制度> 検討・討議事項:他社株公開買付け・自社株公開買付けの開示、強制公開買付け、別途買付けの禁止・買付条件の変更・全部買付義務等等、ワーキング・グループ報告		
第9回	<演習のテーマ:大量保有報告制度> 検討・討議事項:大量保有者、大量保有報告書、特例報告、ワーキング・グループ報告		
第 10 回	<演習のテーマ:内部者取引の禁止(1)> 検討・討議事項:内部者取引規制の意義、規制対象情報と法定開示情報、規制解除要件の公表		
第 11 回	< 演習のテーマ: 内部者取引の禁止 (2) > 検討・討議事項: 規制対象である重要事実の内容、刑事責任・課徴金の具体的内容		
第 12 回	<演習のテーマ:適時開示制度> 検討・討議事項:適時開示情報、決定事実・発生事実・業績予想等の修正・バスケット条項、 決算発表、法定開示における情報の非対称		
第 13 回	<演習のテーマ:フェア・ディスクロージャー規制> 検討・討議事項:規制対象の情報伝達者と情報受領者、規制対象情報、公表、「重要情報」の 選択的開示への対応		
第 14 回	<演習のテーマ: 不公正取引の禁止> 検討・討議事項: 詐欺的行為の禁止、相場操縦の禁止、安定操作		
マレポートの対象に関する論点と論議> 「演習のテーマ」の下での検討・討議事項を踏まえて、提示する関係法令を参照しながら、金融商品取引法における課題等に関する論議を行い、レポートの提出を行う(1週間後)。			
テキス	ト 特に指定しない		
参考図	金融商品取引法判例百選(有斐閣) 黒沼悦郎・金融商品取引法(有斐閣) 河内隆史編著・金融商品取引法の理論・実務・判例(勁草書房)		